

■研究インテグリティについて■

令和7年度公募より、研究インテグリティに関する情報の入力内容が変更されております。

特に、e-Radにおいて研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は

応募ができませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。

<e-Rad 研究インテグリティに係る情報の入力>

https://www-shinsei.jsp.go.jp/kaken/docs/research_integrity_e-rad_touroku_2024koubo.pdf

上記の入力に際して、埼玉大学の関連規定（以下の学内規則3つ・学内通知1つ）に基づき、埼玉大学に適切に報告しているかを確認願います。

●国立大学法人埼玉大学における研究インテグリティの確保に関する規則の第4条に定める「研究者等の責務」

①国立大学法人埼玉大学安全保障輸出管理規則の第9条に定める「事前確認シート」

②国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則の第9条(3)に定める「自己申告書」

③2023年11月17日付「[エンティティリストに掲載された機関等との共同研究等に関する取扱いについて（通知）](#)」（← S-boardにて確認できます）

※上記①～③に該当しない場合は、「報告している」として誓約状況を登録願います。

以下を確認して、簡易チェックができます。

A.上記①に該当しない場合の具体例

- ・人文社会系の非実験系であり、申請する研究は文理融合的な研究ではない。
- ・実験系であるが、外国や国内の非居住者への技術の提供がない。

B.上記②に該当しない場合の具体例

- ・産学官連携活動及び兼業を行っていない。また、同様に外国の機関・大学等で、産学官連携活動及び兼業を行っていない。

C.上記③に該当しない場合の具体例

- ・エンティティリストに掲載された機関等との関わりが一切ない。

該当するかどうか悩む場合や、上記規則等に基づく報告がこれから必要な場合は、①～③の規則で定める各種様式を産学官連携・ダイバーシティ推進課（sangaku@gr.saitama-u.ac.jp）に提出して相談願います。

本学お問い合わせ先

産学官連携・ダイバーシティ推進課 高橋、鈴木

アドレス：sangaku@gr.saitama-u.ac.jp

○国立大学法人埼玉大学における研究インテグリティの確保に関する規則

[令和6年7月25日]
規則第13号]

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究インテグリティ」とは、研究の国際化及びオープン化に伴うリスクに対して、新たに確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 「研究者等」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学及び研究資金配分機関等に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（研究・产学官連携担当）をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に関する事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、研究インテグリティの確保に関して、必要に応じて関連する他の委員会等と相互に連携を行う。
- 3 委員会は、研究インテグリティの確保に関して、必要に応じて研究者等に対し指導助言する。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃に関する事項

- (2) 研究インテグリティの確保に係る研究者等への指導助言及び要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項
(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 理事（総務・財務・施設担当）
- (3) 学長が指名する理事（前2号に掲げる者を除く。）又は副学長
- (4) 総務部長
- (5) 研究・連携推進部長
(会議)

第9条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 6 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。
- 7 委員長は、審議結果を学長に報告する。
(事務)

第10条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(相談窓口)

第11条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を産学官連携・ダイバーシティ推進課に置く。

- 2 産学官連携・ダイバーシティ推進課長は、研究インテグリティの確保に関する相談等を受けたときは、必要に応じて統括責任者に報告する。
(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

○国立大学法人埼玉大学安全保障輸出管理規則

〔平成22年7月22日
規則第45号〕

改正 平成24. 9.25 24規則34 平成29. 3.28 28規則37
令和2. 3.26 元規則46 令和4. 3.17 3規則40
令和4.12.15 4規則36 令和5. 6.23 5規則16

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 輸出管理体制（第5条－第8条）
- 第3章 事前確認（第9条）
- 第4章 該非判定及び取引審査等（第10条－第14条）
- 第5章 取引の管理（第15条・第16条）
- 第6章 学生等が取引を行う場合の取扱い（第17条）
- 第7章 監査等（第18条－第22条）
- 第8章 雜則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定め、適切な輸出管理の実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日付蔵国第4672号）6－1－5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (3) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (4) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付4賀局第492号）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若

しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。

- (6) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国に送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (7) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) 「相手先」とは、技術の提供にあっては当該技術を提供する相手若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人を、貨物の輸出にあっては当該貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。
- (9) 「リスト規制技術」とは、外為替外為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに掲げる技術をいう。
- (10) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに掲げる貨物をいう。
- (11) 「キャッチャール規制」とは、外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (12) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (13) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (14) 「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発・製造又は使用をいう。
- (16) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (17) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (18) 「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。
- (19) 「教職員等」とは、本学の役員及び教職員（非常勤教職員を含む。）をいう。
- (20) 「学生等」とは、本学の学生及び本学における研究、教育等の業務に従事

する者（教職員等及び本学の学生を除く。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供及び貨物の輸出に当たっては、外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第2章 輸出管理体制

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、外為法等又は本規則に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、輸出管理業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、最高責任者が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規則に基づく運用方針等の策定及び改廃
- (2) 特定類型該当者の把握
- (3) 該非判定及び取引審査の承認
- (4) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請
- (5) 輸出管理に係る監査の実施
- (6) 輸出管理に関する教職員等及び学生等への指導、教育等の実施
- (7) その他輸出管理の統括に関する業務

（輸出管理責任者）

第7条 本学に、輸出管理の実務に係る責任者として、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究・連携推進部長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者を補佐するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規則に基づく運用方針等の企画立案
- (2) 取引審査手続の要否の判定

- (3) 該非判定及び取引審査の実施
- (4) リスト規制技術の保有状況に関する調査の実施
- (5) その他輸出管理に関する業務
(輸出管理担当者)

第8条 本学に、輸出管理の実務を適切に行うため、管理責任者の下に、輸出管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課長をもって充てる。

2 管理担当者は、管理責任者を補佐するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員等及び学生等からの相談及び報告の受付
- (2) 取引に関する事前確認並びに該非判定及び取引審査に係る申請書類の確認
- (3) その他輸出管理に関する業務

第3章 事前確認

(事前確認)

第9条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート（別紙様式1の1）、外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート（別紙様式1の2）、特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）受入れの事前確認シート（別紙様式1の3）又は特定類型該当者が参加する技術情報の提供を伴う学内研究発表会等の事前確認シート（別紙様式1の4）により、相手先又は受入予定者に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、当該シートを管理担当者を経由して管理責任者へ提出しなければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

2 管理責任者は、前項の規定により、事前確認シートの提出があった場合は、当該シートの内容を確認の上、取引審査の手続の要否について判定を行い、その結果を当該教職員等へ通知する。

3 前項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合には、教職員等は次条から第12条までに規定する確認を行い、第13条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。

4 第2項の規定により取引審査の手続が不要と判定された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

第4章 該非判定及び取引審査等

(該非判定)

第10条 教職員等は、前条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、

又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、該非判定票（別紙様式2）により該非判定を行い、管理責任者を経由して統括責任者に提出しなければならない。

2 前項の該非判定は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 学内で設計若しくは開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づきリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定を行う。
- (2) 学外から調達した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、調達先から該非判定書又はそれに類する書類（以下「該非判定書等」という。）を入手し、前号と同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の方法により該非判定が可能な場合には、調達先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

3 管理責任者は、第1項の規定により、教職員等から該非判定票（別紙様式2）の提出があった場合は、最新の外為法等に基づき該非判定を行い、その結果を統括責任者に報告し、その承認を受けるものとする。

4 管理責任者は、必要に応じて該非判定に要する資料の提出を教職員等に求めることができる。

5 統括責任者は、該非判定結果を教職員等に通知するものとする。

（用途確認）

第11条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、用途チェックシート（別紙様式3）及び明らかガイドラインシート（別紙様式3）により、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否かを確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報があるときは、当該情報の信頼性について、確認を行うものとする。

（需要者確認）

第12条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、需要者チェックシート（別紙様式3）により、当該取引の需要者について、次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報があるときは、当該情報の信頼性について、確認を行うものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されている。

(3) 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されている、若しくはその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、審査票（技術の提供・貨物の輸出用）（別紙様式4の1）又は審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）（別紙様式4の2）を作成の上、管理担当者を経由して管理責任者に提出し、当該取引に関し、管理責任者による審査及び統括責任者による承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき提出する審査票には、前3条に規定する判定及び確認の根拠資料その他審査に必要な資料を添付するものとする。

3 管理責任者又は統括責任者は、審査上必要と認めたときは、教職員等に対し説明又は意見を求めることができる。

(許可申請)

第14条 統括責任者は、前条第1項に基づく承認が行われた場合に、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引があるときは、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引について、経済産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

第5章 取引の管理

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第9条に規定する事前確認及び第13条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。ただし、第9条の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第9条に規定する事前確認及び第13条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに当該輸出に係る貨物（自ら海外に持ち出す手荷物を含む。）がその手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。ただし、第9条の事前確認により

取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該貨物の輸出の手続を取りやめ、管理責任者へ報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、前項の報告があった場合は、統括責任者と協議して適切な措置を講ずるものとする。

第6章 学生等が取引を行う場合の取扱い

(学生等が取引をする場合の取扱い)

第17条 教職員等は、当該教職員等が主として研究指導を行う学生等が取引を行うとする場合は、当該学生等の協力を得て、この規則に定める手続を行わなければならない。

第7章 監査等

(監査)

第18条 統括責任者は、本学における輸出管理が適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を年1回行うものとする。

(調査)

第19条 管理責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について、年1回調査を行うものとする。

(指導・教育)

第20条 統括責任者は、教職員等及び学生等に対し、最新の外為法等の周知及び関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、外為法等及びこの規則等の遵守の重要性について理解させ、その確実な実施を図るため、教職員等に対し輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第21条 取引の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 取引に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間保管しなければならない。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等及びこの規則等に違反又は違反のおそれがあることを知ったときは、速やかに管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等及びこの規則等に違反している事実が明らかになった場合又は違反したおそれのあることが判明した場合は、最高責任者にその旨を報告し、学内の関係部局等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の報告を受けた場合は、その再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第8章 雜則

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究・連携推進部
産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月22日から施行する。

附 則 (平成24. 9.25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成29. 3.28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3.26 元規則46)

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.12.15 4規則36)

この規則は、令和4年12月15日から施行する。

附 則 (令和5. 6.23 5規則16)

1 この規則は、令和5年6月23日から施行する。

2 この規則による改正後の第8条及び第23条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

※技術の提供・貨物の輸出（外国出張に伴う技術・貨物の持ち出し・発表、国内であっても外国の研究者、非居住者又は特定類型該当者が対象となる情報提供などを含む。）を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。外国からの研究者等を受け入れる場合は、様式1の2を提出してください。

申請年月日： 年 月 日

申請者氏名： 所属・職名

連絡先： Tel E-mail

1. 取引区分・類型

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他（ ）	[秘密保持契約（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）]
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 [<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品] <input type="checkbox"/> その他（ ）]	

2. 相手先の情報

契約先・依頼元	名称（英字）：		
	所在地：		
	※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 〕		
需要者・利用者	名称（英字）：		
	所在地：		
	※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 〕		
仕向地（国名）			
取引経路	→ →		
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ安全保障輸出管理担当に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

3. 技術・貨物の情報

技術提供者・貨物輸出者 (所属・職名・氏名)	
提供技術・輸出貨物の 名称及び仕様	(可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)
相手方の使用目的	(可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に全員を列記してください。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザー一覧に掲載されている。 ※必ず最新のリスト (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スудان、スudan）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機をいう。以下同じ。）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していたに疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外國の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。	

5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

6. 自己判定

「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 技術・貨物の情報」に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。 ※必ず最新の「マトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」がすべて「いいえ」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

(担当者確認欄)

審査票の起票を要する

管理責任者	管理担当者

別紙様式1の2

外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

申請年月日： 年 月 日

申請者氏名： 所属・職名

連絡先： Tel E-mail

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他()〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり(職名：) <input type="checkbox"/> その他()〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他()
氏名	
出身国(国籍)	
出身組織	(学士) (修士) (博士) (その他)
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日～ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に全員を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国人等(その属する国・地域名含む。)も記入してください。

◆学部や講義のみ又は人文・社会科学系課程で受け入れる場合には、「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」以下の欄の記入は不要です。
ただし、研究室等において学部生等に公知ではない研究に参画させる場合や、人文・社会科学系においても、地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等は、許可が必要となるケースがあるため、「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」以下も記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

専修・研究室等	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	(用途・目的についても可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)
提供予定技術の概要	(可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に全員を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野を記載してください。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。 ※必ず最新のリスト (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スудان、スー丹）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が、受入予定期間に中に外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。	

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」に記載した提供予定の技術は明らかにリスト規制対象ではない。 ※必ず最新の「マトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のすべてが「いいえ」である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

受入可

(担当者確認欄)

管理責任者	管理担当者

審査票の起票を要する

別紙様式1の3

特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）受入れの事前確認シート

※外国人以外の学生、研究者、教員、訪問者等で特定類型に該当する者の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

申請年月日： 年 月 日

申 請 者： 氏名 所属・職名

連 絡 先： Tel E-mail

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 学生 [<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> 研究者・教員 [<input type="checkbox"/> 雇用関係あり (職名:) <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他 ()
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	(学 士) (修 士) (博 士) (その他)
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 該当性の根拠 []
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に全員を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

- ◆学部や講義のみ又は人文・社会科学系課程で受け入れる場合には、「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」以下の欄の記入は不要です。
ただし、研究室等において学部生等に公知ではない研究に参画させる場合や、人文・社会科学系においても、地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等は、許可が必要となるケースがあるため、「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」以下も記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	(用途・目的についても可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)
提供予定技術の概要	(可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に全員を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野を記載してください。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。 ※必ず最新のリスト (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織の所在国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スー丹）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（出身大学・学科・研究室等を含む。）が、H.P等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「2. 受入予定研究室・提供予定技術等」に記載した提供予定の技術は明らかにリスト規制対象ではない。 ※必ず最新の「マトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

管理責任者	管理担当者

- 受入可
- 審査票の起票を要する

特定類型該当者が参加する技術情報の提供を伴う学内研究発表会等の事前確認シート

本様式は、特定類型該当者が参加する大学内での研究発表会等の実施にあたり、教員が安全保障輸出管理上の確認事項を事前確認するとともに、併せて輸出管理責任者が確認を行うためのものです。

本様式を作成した場合は、所属部局担当事務を通し、輸出管理責任者に提出してください。なお、当該活動を行うためには、輸出管理責任者の確認が必要となります。

※研究発表会等とは修士論文発表会や卒業論文発表会、教員が企画する研究会（以下、研究発表会等）を指します。

申請年月日： 年 月 日
申請者氏名： 所属・職名
連絡先： Tel E-mail

＜確認事項＞

- ① 特定類型該当者の研究発表会等への参加
●特定類型該当者の国籍、所属、氏名を全て記載してください。(学生の場合は学籍番号も記載すること)

国籍：

所屬：

氏 名：
洪筠平

字籍番号 :

- 該当する特定類型を選択してください。

非居住者 類型① 類型② 類型③ [類型該当性の根拠:]

- #### ●実施する発表会や会議の名称

會議名：

実施日：

場 所 :

- 研究発表会の内容は公開された情報に限定されていますか。あるいは不特定多数が参加できるものですか。

いずれかがはい (書類を提出の上、手続き終了)

(注2) 学生の発表の場合は指導教員名を、研究員の場合には研究員名を記入してください。

(注3) リスト規制に該当する場合は×、該当しない場合には○をつけてください。リスト規制への該当の有無については、経済産業省ホームページの最新の貨物・技術のマトリクス表によりご確認ください。

・貨物・技術のマトリクス表 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

(注4) 用途チェックリスト【別表1】の「はい」に該当する場合は×、該当しない場合には○をつけてください。

<自己判定> (<確認事項>②の確認を行った場合は記載してください)

●②の確認の結果、リスト規制または用途要件に該当するものがあったか。(ひとつでも×がある場合)

該当する

該当しない（該当しない場合は書類を提出の上、手続き終了）

●リスト規制または用途要件に該当する場合には、以下より発表方法を選択して対応すること。

当該技術情報（発表内容）に関して取引審査を行い、必要に応じて許可申請をする

（※許可申請には時間をして要するので、発表会実施日の2か月前までに本シートを提出すること）

発表テーマをリスト規制または用途要件に抵触しない内容に変更する

特定類型該当者に、該当の発表がなされる際に席を外す等、聴講させないよう配慮する

当該の発表については発表会で実施せず、特定類型該当者を含まない評価者のみを集めて実施する

【別表1】用途チェックリスト

②に記載した発表テーマ全てについて、以下の用途に用いられることが想定されるか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書若しくは入手した文書、図画、相手先ホームページ又は電磁的記録媒体に記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
別 表 行 為	<input type="checkbox"/> ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 <input type="checkbox"/> ②核融合に関する研究 <input type="checkbox"/> ③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 <input type="checkbox"/> ④重水の製造 <input type="checkbox"/> ⑤核燃料物質の加工 <input type="checkbox"/> ⑥核燃料物質の再処理 <input type="checkbox"/> ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
規 制 完 的 輸 出	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用 ※輸出令（ https://e laws.e-gov.go.jp/document?lawid=324C00000000378 ）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

該非判定票

作成日： 年 月 日
 作成責任者： 氏名 所属・職名
 連絡先： Tel E-mail

技術の名称、取引概要	
貨物の名称、型及び等級	

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上とおり外国為替令別表（第16項を除く）

又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

(注) 本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果 該当 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

用途チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。(どちらかに○をつけること。)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
②核融合に関する研究	はい・いいえ
③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
④重水の製造	はい・いいえ
⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受け て行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される以下(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用 に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が以下に掲げる貨物がこれらの 用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 (※)一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるもの を含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの 部分品 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらの中のものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又は インド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行 う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の 輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救 助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援 活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑭令和元年12月27日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

需要者チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

明らかガイドラインシート

取引の形態等からみて問い合わせ当てはまらない場合には、「-」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的な理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-

据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑯据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ー
	⑰最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ー
外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikanoturei.pdf ）等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・ー
	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図面若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	はい・いいえ・ー
その他	⑯その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・ー

(注) 技術の提供や外国人の受け入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

別紙様式4の1

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

申請年月日： 年 月 日

申請者氏名：

所属・職名：

連絡先： Tel E-mail

統括責任者	管理責任者	管理担当者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）							
技術・貨物の名称	(金額) :						
該非判定 (1~15項)	<技術> 外為令別表 : 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 条 項 号) <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外						
	<貨物> 輸出令別表第1 : 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 条 項 号) <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外						
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的な内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。						
仕向地（国名）	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他						
契約先 又は 依頼元	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。					
	所在地						
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) <input type="checkbox"/> 該当性の根拠〔 〕					
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。					
	所在地						
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) <input type="checkbox"/> 該当性の根拠〔 〕					
用途	内容：						
	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他						
資料：	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無						
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッヂオール規制 輸出令別表第3の地域以外の国（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッヂオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②需要者チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
	II. 通常兵器キャッヂオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッヂオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②(①が「はい」の場合、) 用途チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
	III. 客観要件の確認において、不明点又はその他の輸出管理上の懸念疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか						<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	→ →						
契約予定	年 月 日		取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例（少額、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
取引承認条件				
上記判定理由				

別紙様式4の2

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）

申請年月日： 年 月 日
 申請者氏名：
 所属・職名：
 連絡先： Tel E-mail

統括責任者	管理責任者	管理担当者

1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）						
	出身国（国名）	□輸出令別表第3の地域 □国連武器禁輸国・地域□懸念国□その他					
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。					
	特定類型該当性	□類型①	□類型②	□類型③	該当性の根拠〔 〕		
教育・提供予定技術の該非判定 (1~15項)	外為令別表： 項号 (貨物等省令： 条項号) ※該当するおそれのある項目が複数あるときは、その全てを列挙。 □該当 □非該当 □不明・疑義 □公知 □基礎科学 □その他規制対象外						
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。						
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先 (知つていれば記入)	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。					
	所在地						
提供予定技術の用途 (留学生等の場合、卒業後の予定／希望進路での用途) (知つていれば記入)	内容（ ）						
	□大量破壊兵器等関連 □通常兵器関連 □軍関連 □不明・疑義 □その他						
客観要件	資料： □有（ ） □無						
	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域以外（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る。 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②需要者チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、)明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
	II. 通常兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る。 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②(①が「はい」の場合、)用途チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
III. 客観要件の確認において、不明点又はその他の輸出管理上の懸念疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
受入予定期間	年 月 日			～			年 月 日

2. 総合受入判定結果（判定年月日： 年 月 日）

受入審査判定	□承認	□規制対象外	□非該当	□特例（公知・基礎科学、その他）
	□条件付承認			
受入承認条件				
上記判定理由				

○国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則

〔平成18年7月13日
規則第115号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成27. 3. 20 26規則89
平成30. 3. 30 29規則49 令和4. 3. 17 3 規則40

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメントポリシーの定めに基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）及び役職員等が社会との連携を進めるために産学官連携活動等を行うに当たり、適切に利益相反マネジメントを行い、本学における産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、教育及び研究等に関する本学及び役職員等としての責任と本学及び役職員等が企業等との関係で得る利益又は責任が相反する状況をいう。
- (2) 「役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 役員

イ 本学と雇用関係がある者

ウ その他第4条に規定する委員会が指定する者

- (3) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 この規則に基づく利益相反マネジメントは、役職員等が行う次に掲げる活動を対象とする。

- (1) 学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
 - (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
 - (3) 前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
 - (4) 大学院学生等を社会貢献活動に従事させる場合
 - (5) その他次条に規定する委員会が対象とすることを指定した場合
- ## (利益相反マネジメント委員会の設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委

員会」という。)を置く。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指定する理事又は副学長
- (2) 教育学部長、人文社会科学研究科長及び理工学研究科長
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

(委員会の開催等)

第7条 委員会の開催は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議は、出席者の過半数によって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の業務)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 利益相反マネジメントガイドラインの作成及び改定に関する事項
 - (2) 利益相反による教育・研究に対する弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
 - (3) 利益相反マネジメントのための調査（自己申告書、役職員等からの意見の聴取等）に関する事項
 - (4) 利益相反マネジメントに関する審査及び勧告等（勧告及び注意を言う。以下同じ。）に関する事項
 - (5) その他本学の利益相反に関する重要事項
- 2 委員会は、前項第4号による審査は、当該利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて判定する。
- 3 委員会は、前項の審査の結果、改善の必要があると判断した活動を行う役職員等に対しては勧告等を行い、学長に報告する。
- 4 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該役職員等のその後の状況をモニタリングする。

(不服申立)

第10条 前条第3項の勧告等を受けた役職員等は、その勧告等に不服がある場合、

学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の再審査請求を受けた場合、再審査の必要性を判断し、速やかに委員会に再審査を命ずるものとする。
- 3 委員会は、再審査を行う。再審査においては、必要に応じて、学外の有識者を委員に加えることができる。
- 4 委員会は、再審査結果を学長に対して報告を行い、学長は、最終決定を行い、再審査請求者へ通知を行う。

(研修等の実施)

第11条 委員会は、役職員等に対して利益相反マネジメントに関する研修等を行う。

(情報公開)

第12条 委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表する。

(利益相反に関する自己申告書等の保管)

第13条 委員会は、提出された利益相反に関する自己申告書等を秘密書類として管理、保管する。

(秘密保持)

第14条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その委員の職を退いた後も同様とする。

- 2 第9条の規定により委員会に出席をした者及び次条の規定により事務を行う者については前項の規定を準用する。

(委員会の事務)

第15条 委員会の事務は、研究・連携推進部において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるものの他、利益相反マネジメントに関し、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規程は、平成18年7月13日から施行する。

附 則(平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成27. 3. 20 26規則89)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30. 3. 30 29規則49)

この規則は、平成30年3月30日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3 規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

利益相反自己申告書(産学官連携活動等)
(対象期間: ~)

区分	産学官連携活動の内容				
	相手企業等の名称				
	(2)、(3)該当の有無		有・無	有・無	有・無
(2) 相手先企業等からの個人収入・資産	①兼業に係る報酬・給与 (対象期間合計100万円以上)	内容			
		対象期間中の収入額			
		兼業許可手続きの有無			
	②ロイヤリティ収入 (対象期間合計100万円以上)	内容			
		対象期間中の収入額			
		③公開株の保有 (発行済株式数の5%以上保有) ※新株予約権含む	対象期間末日の株数		
	対象期間末日の保有率				
	④未公開株の保有 (発行済株式数の5%以上保有) ※新株予約権含む	対象期間末日の株数			
		対象期間末日の保有率			
	⑤株式の売却 ※新株予約権含む	売却数			
売却額					
⑥上記以外の活動	内容				
	対象期間中の収入額				
(3) 相手先企業等の関係	①物品の無償提供	内容			
	②物品購入や業務委託の発注	内容			
	③上記以外の便益	内容			

※・記入欄が不足する場合は、様式を適宜変更して差し支えありません。

・利益相反マネジメント委員会が必要と認めた場合は、別途ヒアリング等を実施いたします。
(特に問題が無い場合は通知いたしません)

埼玉大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

産学官連携活動等に係る相手先企業等との関係について、上記のとおり相違で無いことを申告いたします。

申告日 令和 年 月 日

所 属 部 局 ・ 職 名 _____

申 告 者 氏 名 _____

教員各位

理事（研究・产学官連携担当）・副学長
黒川秀樹

エンティティリストに掲載された機関等との共同研究等に関する取扱いについて（通知）

このことについて、安全保障輸出管理上のリスクを避けるため共同研究等の実施にあたり、本学としては下記とおり取扱うこととしますので、ご留意くださるようお願いいたします。

記

1. 本学取扱

- ・米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」という。）が発行している貿易上の取引制限リスト（以下「エンティティリスト」という。）に掲載された機関等との共同研究等については、原則、認めないこととする。
- ・ただし、教育研究上必要不可欠であるとの理由により、共同研究等を希望する場合は、別紙「エンティティリスト掲載機関等との共同研究等実施に関する申請書」を産学官連携・ダイバーシティ推進課へ提出すること。研究機構会議にて審議のうえ、学長が承認の可否を決定する。
- ・承認した場合は、安全保障輸出管理上のリスク回避のため活動状況（打合せ内容等）の報告を求める。なお、提出のあった報告書等は、機密情報として厳密に管理する。

2. 取扱理由

エンティティリストに掲載されている機関（日本法人含む）等は、米国の国家安全保障や外交政策上の懸念があるとされた特定の機関等として指定されており、掲載された機関等に米国製の貨物、ソフトウェア、その生産・開発に必要な技術などを輸出又は移転する場合は、BIS の許可が必要であり、違反した場合は米国機関等との取引禁止などの罰則や罰金が科される。

そのため、本学及び本学研究者がエンティティリストに掲載されている機関等を通じて米国製の技術などを流出させたと見なされた場合、今後、米国との大学連携や共同研究等に大きな制約を受ける可能性があるとともに、安全保障輸出管理上の問題発生や本学研究者の研究活動への支障や本学のレピテーションリスクなどが懸念されることから上記取扱いとした。

※エンティティリストについては、<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list> から確認・ダウンロードできます。

研究・連携推進部
産学官連携・ダイバーシティ推進課
内線：796438
外線：070-8819-4881
E-mail:sangaku@gr.saitama-u.ac.jp

(別紙)

エンティティリスト掲載機関等との共同研究等実施に関する申請書

令和 年 月 日

学 長 殿

申請者氏名
所属・職名
e-mail

「エンティティリストに掲載された機関等との共同研究等に関する取扱いについて（通知）」に基づき、下記のとおり共同研究等を実施する必要があるため、申請をいたします。

記

1. 相手方の名称 (所在国)	() ※日本法人の場合は「日本」と記入。
2. 取引区分 (当てはまるもの に☑)	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 〔秘密保持契約（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）〕 <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> 資金提供を受ける（※） <input type="checkbox"/> その他（ ）
3. 取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック 〔 <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット 経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の 送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラ ムの提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック 〔 <input type="checkbox"/> 試料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 [<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品] <input type="checkbox"/> その他（ ）〕
4. 期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
5. 実施場所	埼玉大学、・・・
6. 研究経費 (当てはまるもの に☑)	<input type="checkbox"/> 相手方負担 円相当（ %） <input type="checkbox"/> 本学負担 円（ %） ※科研費を含む <input type="checkbox"/> その他（資金提供元を記載のこと） から 円相当（ %）

7-1. 研究題目	
7-2. 本学からの提供技術・貨物の名称及び仕様	(可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)
7-3. 申請者チェック欄 (当てはまるものに☑)	<p><input type="checkbox"/>以下の①~④のいずれにも当てはまらない。 (※)</p> <p><input type="checkbox"/>①提供技術・ソースコードには、米国技術が含まれている。 (含まれている場合→米国商務省に要確認)</p> <p><input type="checkbox"/>②貨物・ソフトには、米国原産品が25%超含まれている。</p> <p><input type="checkbox"/>③両者の研究担当者に外国籍者（永住者を除く）を含む。</p> <p><input type="checkbox"/>④貨物が、半導体関連の場合、中国又はマカオにおける開発又は製造に使用される可能性がある。</p>
7-4. 上記の根拠	(関係する論文のリンク・製品HPなどを入れて、可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。)
8. 本共同研究等の必要性	(教育研究活動において共同研究等の実施が必要不可欠である理由等を、具体的に記載。)
9. その他事項	(相手方との次回の打ち合わせ予定日、本学在学生・卒業生の国籍詳細など特記事項等、自由に記載。)

以上

※2. 資金提供を受けるのみで、提供技術・貨物が「該当なし」の場合の参考情報

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/6-190530_kaisetsu.pdf の Q26

※7-3. は米国EAR(再輸出規制・みなし再輸出規制)に関するチェック項目。③④は、①②にチェックがあるときには入力必須。